

# 一般社団法人 ROTOBO

## 役員報酬に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人 ROTOBO（以下「本会」という。）定款第 25 条ただし書きの規定に基づき、常勤の役員（以下単に「役員」という。）の報酬について必要な事項を定める。

### (役員)

第 2 条 この規程にいう役員とは、次のものをいう。

- (1) 専務理事

### (報酬)

第 3 条 役員の報酬は月俸及び特別手当とし、この規程に定める範囲内で理事会の同意を得て定める。

2. 役員には本会職員給与規程第 2 条、第 11 条に倣い通勤手当を支給することができる。

### (報酬の額)

第 4 条 役員の年間報酬額（月俸及び特別手当の合計）は、通勤手当を除き以下の範囲内で理事会の同意を得て決定する。

- (1) 専務理事 12,000,000 円以下

### (報酬の支給日)

第 5 条 役員の月俸は、毎月 20 日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日の休日でない日に繰り上げて支給する。

2. 役員の特別手当は、6 月及び 12 月に支給する。

### (日割り計算)

第 6 条 月の中に新たに役員になった者又は役員でなくなった者のその月の報酬は、本会職員給与規程第 5 条及び第 6 条の例に倣い日割り計算し、支給する。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるものの他、役員の報酬についての必要な事項は、本会職員給与規程を準用する。

#### 附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 9 月 1 日、一部改正、施行。

平成 24 年 4 月 1 日、一部改正、施行。

令和 6 年 10 月 1 日、一部改正、施行。